

会議の名称	平成30年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成31年3月7日(木) 午前10時00分～12時10分				
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 高柳総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・鳴海情報公開係主任</p> <p>●欠席者：臼井雅子委員・東村総務部長</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成30年6月～平成31年1月分) ・情報公開手数料の見直しについて 3 報告 4 その他				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1) 会長挨拶 ○佐藤会長 皆様おはようございます。本日の審議会へのご出席ご苦労様です。 本日の審議会もどうぞよろしくお願い致します。 本日は2点の議事をご用意されております。「情報公開制度の運用状況報告(平成30年6月～平成31年1月分)」と「情報公開手数料の見直しについて」です。 議事に入る前に傍聴者の確認をよろしくお願い致します。 <p style="text-align: center;">～ 傍聴者0名 ～</p> (2) 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成30年6月～平成31年1月分) ○佐藤会長 それでは最初に用意されております「情報公開制度の運用状況報告(平成30年6月～平成31年1月分)」について、事務局より説明をお願いします。 ～配付資料「東村山市情報公開制度等の運用状況(平成30年6月～平成31年1月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～ ○湯浅情報公開係長 それでは表紙をめくって「情報公開請求件数」をご覧ください。平成30年6月から31年1月の累計です。					

「提出された請求書の枚数」である「請求数」は42件で、内、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が33件と約8割で、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が9件です。

次に請求件数は50件です。一枚の請求書で複数の所管課に請求ができるので、所管課別でカウントする請求件数の方が請求数より多くなります。

決定の内訳は、全部公開が12件で24%、部分公開が35件で70%、文書不存在的による非公開が3件で6%です。

情報公開請求の件数は、平成20年度に所管課別で151件あったピーク時と比較すると減っております。24年度から27年度は50件前後、28、29年度は60件台に増え、今年度は2月末時点で63件ですので、年度末で70件ほどになるかと思われます。

それでは1枚めくって「情報公開請求の所管別内訳」をご覧ください。健康増進課が11件と一番多くありました。このほとんどが憩いの家運営業務委託に関する文書の請求です。

憩いの家とは、60歳以上のかたの交流、趣味活動等の場として市内に4か所ある施設で、囲碁・将棋・カラオケ・お風呂などを利用できます。24年度から昨年度までの受託者は大成株式会社です。30年3月市議会の予算審議のなかで、受託者が、契約仕様書で定められている業務のうち複数の項目を受託初年度から適切に実施していなかったこと、また市の担当所管が十分に履行を確認していなかったことが判明しました。市は、受託者に対し指名停止措置を行い、未履行分の業務の委託料について返還を求めて返還させたほか、市の関係職員11名に対し訓告の措置を行いました。30年度は市直営に切り替えて運営しております。こういった状況から、憩いの家に関する請求が多かったものです。

次が資産マネジメント課の5件で、今年度から市が新たに始めた包括施設管理委託について、受託者に選定された大和リースが市に提出した企画提案書や契約書を見たいというものです。これはほとんどが事業者からの請求でした。

※事務局後日補足：包括施設管理委託とは、市が保有する70以上ある公共施設等について、これまで各施設ごとに契約していた建物管理等に係る業務を、ひとつの民間事業者に包括的に委託するものです。

次に「3. 情報公開請求の状況」をご説明します。全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

No. 7。これは前回の審議会時には検討中だったのでご説明していないものです。

包括施設管理委託について、受託者である大和リースと市の契約書、また大和リースが他の事業者と再委託契約をしている場合はその内容が分かるものという請求です。市と大和リースで交わした、業務ごとの複数の契約書一式を公開しました。そのうち、「大和リースの事業ノウハウに該当する記載」を非公開にしています。

包括施設管理委託の受託者を決める公募型プロポーザルでは、市が求める業務への提案のほか、事業者の発案による独自提案を募集しており、これらの提案を踏まえ契約を締結しているため、契約書には市が求める業務のほか、事業者独自の提案に基づく業務や考え方等が示されており、これらは事業者のノウハウに該当し公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあります。そのため、情報公開条例第6条第3号法人情報に該当し非公開としました。また、「大和リースが再委託した先の事業者名・再委託内容など」は、大和リースが再委託先と結ぶ契約内容について市へ書面報告を義務付けておらず、書面提出を受けていないため、文書不存在的により非公開となりました。

次にNo. 9です。包括施設管理委託の業者公募時に大和リースから提出された

企画提案書の請求です。提案書中、ノウハウに当たり公開できない部分がどこかを大和リースに照会した上で、最終的に企画提案書の大部分を「法人の事業ノウハウに該当する」ため非公開としました。これは、本業務の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が事前に応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集したため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当すると判断したためです。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため情報公開条例第6条第3号法人情報に該当し非公開としました。

No. 13はNo. 9と同じなので省略します。

No. 15。過去の自転車駐輪場の指定管理者公募において、1位事業者が提出した企画提案書の請求です。提案書中、事業計画書の申請担当者のメールアドレスと、マネージャー会議風景の写真是、従業員を特定できる情報のため個人情報で伏せました。また、「自己資本比率などの財務指標の数字、駐輪場の人員配置・勤務形態・従業員の接遇教育に関する計画、施設の保守・修繕の回数や実施月の予定、指定管理料収支予算書のうち支出金額の内訳」を、法人のノウハウ及び内部情報のため法人情報で非公開にしました。各駐輪場ごとの年度ごとの支出予定合計額は公開しております。

No. 16。私立保育園の移転に関して事業者から提出された書類の請求です。「公開した文書名」欄のうち、アの報告書の添付書類としてイからサが、シの報告書の添付書類でウからキとス、セが添付されておりました。

非公開にしたのは、「新施設の土地・建物の月額賃料、賃貸借期間」「平面図等の図面を作成した設計事業者名」「不動産賃貸借契約書のうち契約期間、賃料・保証金額、賃料の支払先口座情報、契約条項及び契約条項の内容が特定できる様式名」です。これらは事業者の内部情報であり、公にすると事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、法人情報に該当すると判断しました。また、「保育園平面図にある間取りや建材の仕様、避難経路」は、内部の管理状況や設備が明らかとなり、侵入しやすくなるなど犯罪予防に支障を及ぼすおそれがあるため、情報公開条例第6条第7号犯罪の予防情報に該当し非公開としました。個人情報として伏せたのは「保育園として一部を借りる建物の、保育園以外の使用用途」は個人所有の建物のため個人情報で非公開としたなどです。

No. 17。東京交通株式会社と契約している全ての契約書をという請求です。

バス運行業務を6つの所管が委託しておりまして、それぞれ契約の執行伺から契約締結までの文書を公開しました。契約金額が大きい場合は所管ではなく契約課が入札等の事務を行うので、この場合の「入札指名業者選定委員会の議事録や予定価格調書など」は契約課から公開しています。なお、13ページの憩いの家バス運行業務以外の契約では「市がたてた入札予定価格と、それと同額が記載される執行伺額、設計額」等を非公開にしています。これは、これらの契約は毎年ほぼ同内容の業務で委託するため、今年度の入札予定価格を公開すると来年度もこのくらいだろうと予定価格が推測されてしまい、将来の入札の公正・円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としたものです。「憩いの家バス運行業務委託」については、公開したのは30年度の市と受託者で交わした契約書類です。29年度まで福祉バスの運行を含めた憩いの家運營業務を大成株式会社に委託しておりまして、バスの運行業務は大成株式会社から東京交通株式会社に再委託しておりまして、大成株式会社が受託業務を一部適正に履行していなかったことが判明したため、市議会の公開の審議のなかで、憩いの家運營業務のこれまでの入札予定価格を答弁するよう求められ、答えておりま

す。このことから、30年度契約の入札予定価格等についても公開することの公益性が大きいと判断し、将来の予定価格が推測されるおそれがありますが公開としました。

その他、「落札できなかった業者から出された見積書の内訳、入札を辞退した業者の辞退理由」は、法人の内部情報であり公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、情報公開条例第6条第3号法人情報に該当し非公開としています。

No. 18。憩いの家運營業務委託の検査調書の請求です。「検査調書」というのは、市の契約事務規則と検査事務規程に定められているものです。契約相手から、請け負った業務を完了しましたと市へ申し出があったら、検査員に任命された市職員が契約通り業務が履行されているかを検査します。検査が完了したら「検査調書」という書面を作成して契約担当者に報告するというものです。5年を過ぎた検査調書は保存年限経過により廃棄済のため不存在となりました。

No. 19。市議会に報告した「憩いの家運營業務委託の業務履行に関する市の調査記録」の請求です。憩いの家事業を担当する健康福祉部で行った調査報告と、その報告を受けてさらに総務部人事課で行った調査報告の二つを公開しました。どちらも「聞き取り調査を受けた受託者従業員の職名」を、従業員個人を識別できる情報のため個人情報で非公開としました。また、「聞き取り調査を受けた市職員及び調査にあたった市職員の氏名が明らかになる部分」は、公開すると当該職員への不当な圧力につながるおそれがあり、将来の同種の調査の際に職員が圧力を怖れて事実を話さなくなり、公正な調査がしづらくなるなどの調査の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としました。

No. 21。市が出した予算案については、議会で各議員が賛成・反対の立場で討論するわけですが、他の自治体の市議会で、30年度予算案審議の際に賛成の立場で討論した保守系市議が、市から提供された原稿形式の資料をほぼそのまま使用して討論として話していたことが判明し、その適切性を問う報道があったため、当市でも同じことがあるのかと請求があったものです。当市ではそのような原稿は作成していませんので、文書不存在で非公開となりました。

No. 24。「通学路交通安全プログラム」とは、国が地方自治体宛てに通知を出して策定を推奨しているものです。通学路の交通安全確保を推進するために、各市で関係者で構成した協議会の設置など推進体制を作ること、その中で通学路の安全点検をどう進めるかの方針を策定し「通学路交通安全プログラム」という名称でまとめることなどが推奨されています。ただし、同様のものがすでにある場合にはそのまま良いとされており、当市では「交通安全対策会議」という関係者会議が既にあり、その中で通学路の危険個所の点検等について対策を話し合っており、「交通安全計画」も公表されておりますため、改めて「交通安全プログラム」という名称での策定はしていないことから、文書不存在で非公開となりました。

No. 25。「生活支援コーディネーター」の会議に関する文書の請求です。

「生活支援コーディネーター」とは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、介護保険法で市町村に配置が義務付けられており、当市では市職員や地域包括支援センター職員が生活支援コーディネーターとなっています。介護予防等の基盤整備に向け、地域における福祉サービスの担い手養成や、関係団体のネットワーク作りなどの役割を担っております。

公開した文書のうち、アからエとカの会議録や資料のなかで個人情報で非公開としたのは、「市報や地域へのチラシ等で公表されている民生委員や地域包括支援センター職員等を除いた、会議の参加者氏名」で、福祉施設や社協、地域の民間企業

などの従業員氏名、市民個人の年齢や健康状態、事例検討資料中「家族構成や住居名など個人が特定され得る記載」です。

また、生活支援コーディネーターが支援ケースについてこれまでの経過や今後の支援方針を記載しているなかで、公開すると、相談者が特定されるおそれや、第三者には秘密にしておきたいと一般的に考えられる相談内容が明らかとなる部分については、今後、支援ケースについて具体的状況を会議で話せなくなるなど会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としました。

そのほか、「地域の民間企業やマンション管理組合」への支援記録のなかで、企業等が特定されてしまう部分や、第三者には秘密にしておきたいと一般的に考えられる相談内容が明らかとなる部分については、法人情報で非公開としました。

No. 27。憩いの家運営業務委託の契約書と業務完了届の請求です。この契約の仕様書には、毎月受託者から市へ「管理運営月報」という名の完了届を提出するよう定めていましたが、受託者より提出がなかったため、完了届は文書不存在で非公開となりました。未提出のままできてしまった原因としては、契約仕様書の内容を担当所管と受託者ともにきちんと確認していなかったことや、市が月報の書式を定めていなかったこと、また、受託者から毎月、業務日誌をとりまとめたものと、利用人数・利用したサービス内容等が載った書類は市に提出されていて、それで利用状況を把握できたことから、市の担当所管がそれ以上の提出を求めていなかったということです。

No. 29。今後のごみ処理施設整備等に関する文書の請求です。27ページまで運用状況が続いていますが、公開文書を大きく分けると、一つが市内部で開催したごみ処理施設整備計画推進のための会議の開催文書や会議録です。二つ目が、都内にはごみ処理業務を共同で行うために複数自治体で設立した一部事務組合がいくつかありますが、そこへアンケート調査をした書類で、これがコトツです。三つ目は、新しいごみ処理施設の方向性に関して、10月から市内各地で行った市民意見交換会に関する書類。四つ目がテの文書で、職員が長野県の生ごみ処理施設を視察に行く際の起案書です。

非公開部分はサ、シ、チの庁内会議の資料の中で、市が新しいごみ処理施設の候補地として複数の場所を仮に抽出しているのですが、それがどこなのがわかる土地の名称や所在住所を伏せました。これは、何平米以上という面積要件だけで抽出した場所であり、施設整備用地として検討対象にあげてを土地所有者に説明していないため、公開すると市と相手方との信頼関係が損なわれる恐れがあるため情報公開条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開としました。

また、ツの「一部事務組合へのアンケート調査の回答」については、公表の可否を各一部事務組合に確認したところ、複数の組合から団体名を含め公表不可と申出がありました。調査数が少ないことから、公表不可の組合の回答は団体名含め黒塗りにして、公表可の組合の回答は公開とすると、公表不可の組合がどこであるかを推測されるおそれが大きいこと、そうなると市と相手方との信頼関係が損なわれ、今後の同種の調査に協力を得ることが難しくなるため、すべての組合の回答を団体名含め情報公開条例第6条第6号行政運営情報ウ、エに該当し非公開としました。

No. 30はNo. 9とほぼ同じ請求で、公開した契約書は同じものです。「それ以外の契約に関する書類」として、コから後の、契約前に基本事項の合意確認で取り交わしたものである基本協定や契約後に契約内容を補足したものである覚書等を新たに公開しました。

No. 31。市役所の総合案内等の委託契約書と、業務履行内容のわかる月報等の請求です。28年度から電話交換業務も併せた契約になっており、両業務の契約

書、業務日誌、受付票等を公開しました。業務日誌等に記載してある、対応した市民の氏名、住所、車のナンバーなどは個人情報で非公開にしています。また、従事者が市民から「ある事業者に対する苦情」を訴えられ、それを市のどの窓口に繋いだかということや事業者名含め業務日誌に書いている箇所については、「事業者名」は、正確な事実関係が不明な状態で公開すると、当該事業者の社会的地位等が損なわれるおそれがあるため、法人情報で非公開にしました。「電話対応が困難な事例への対処内容」は、例えば交換手にセクハラ発言を繰り返すなどの事例について、その詳しい内容や対処方法を公開すると困難事例が模倣されるなど今後の業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としました。

No. 32。憩いの家の委託契約仕様書で市が受託者に提出するよう定めていた、管理運営月報、管理業務の実施状況や施設の利用状況、その他市が必要と認める事項の報告などの請求です。これらの書類は5年保存のため、24年度分は廃棄済で不存在でした。25年度以降は、「事業報告書や管理運営月報等」はNo. 27でご説明のとおり提出されていなかったため文書不存在です。それ以外の「その他市が必要と認める事項の報告」として受託者から提出されていたのは、「利用統計、利用人数等報告書」という名称で利用人数や利用内容を月ごとに報告したものと、「憩いの家についているお風呂の自主管理点検票」がありこれを公開しています。しかし、これらがすべての年度のすべての憩いの家分は揃ってはおらず、欠けている月分がだいぶあり、見つからない月分については不存在で非公開となりました。公開した文書のうち、「大成の従業員や憩いの家利用者の氏名」は個人情報で非公開としております。

No. 33。憩いの家運営業務の委託料支払い書類である、支出命令書一式を公開しました。受託者の振込先口座情報は法人の内部情報にあたるため、振込金額と口座名義は公開し、あとは非公開としました。

No. 34。廻田憩いの家の消防計画書の請求です。「防火管理者選任届出書に書かれた防火管理者の生年月日と自宅住所」は、個人情報のため非公開としました。

No. 37。憩いの家運営業務委託の業務完了届、契約書、その他の市と受託者間でやり取りした書類すべてという請求です。管理運営月報という名の業務完了届は受託者から提出がなかったため、不存在による非公開となりました。「市と大成の間でやり取りした書類」としては、「毎月の委託料の請求書、次年度の契約締結にあたり市に提出された業務費用の見積書、契約時の情報セキュリティに関する合意書や個人情報取扱責任者の届出書類」を公開しました。

No. 40。請求対象の年度が違うだけでNo. 33と同じなので省略します。

No. 42。市は生活困窮者の自立支援に係る事業を市民センター内の「くらし・しごとサポートセンター ほっとシティ」で実施しており、運営は民間に委託しています。受託者を選定した際の文書と契約書、完了届、所管が予算要求した際に業者から取り寄せた参考見積書などの請求です。公開した文書欄のアからシが業者選定時の文書、スからニが契約書と毎月の業務報告書、ヌからハが毎月の検査調書、ヒが生活福祉課が次年度予算要求時に事業者から取り寄せた参考見積書です。

業者選定は各事業者から出された企画提案書に点数づけをするプロポーザル方式で行っています。「2位以下の事業者名」については、選定参加業者ごとの総得点と順位は公開していることから、加えて「2位以下の事業者名」まで公開すると、事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、1位事業者と異なり今後受託業務を行うものではないから、公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、法人情報に該当し非公開としました。

また、選定時の「評価項目ごとの点数の内訳」は、詳細な点数を公開すると、各事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなり、今後同様の委託事業の選定が行われた際に同業他法人が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるため、これも法人情報で非公開としています。

ほかに法人情報で非公開としたのは、「プレゼン時の2位以下の事業者と市の質疑応答内容」「選定参加業者から市へ出された見積書の内訳と算定根拠」「企画提案書中ノウハウに該当する部分」「選定を辞退した業者の辞退理由」などです。

また、受託者から市へ毎月出される業務委託報告書中の、支援をうけた市民の氏名や家庭状況などを個人情報で非公開としています。

No. 43。生活保護法には、過失や不正な理由により生活保護を受けた場合には返還しなくてはならないと定められています。この返還金対象者の一覧の請求です。この請求は、返還対象者のお一人から委任された弁護士からの請求ですので、委任した本人の情報は氏名も公開しましたが、その他のかたについては、氏名など個人が特定できる部分を個人情報で非公開としました。また、請求にあった「返還金の対象期間」は、市の事務遂行上不要なため公開した弁償金一覧に項目が無く、当該期間が載っている一覧形式のものは他にも作成していないため、文書不存在で非公開になりました。

No. 47。No. 43と同じ弁護士からの請求で、生活保護費の弁償金、つまり返還金があるかたについて、個人ごとに返還の経緯を記録している個人台帳の請求です。委任した本人の情報は氏名も含め公開しましたが、その他のかたについては、氏名など個人が識別できる部分を個人情報で非公開としました。また、「市と返還世帯間の連絡方法についての取決め」については、公にすることにより、市と当該世帯間の信頼関係が損なわれるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開としています。

No. 48。市が憩いの家業務委託の受託者に対し、実施していなかった業務分の委託料の返還を求めた請求書を見たいというものです。「市の振込先口座の番号」を非公開としました。これは、市の収入については、会計事務規則第22条で「納付書により収納するもの」とされていて、市民のかたには市からお送りした納付書や口座振替による支払いをお願いしています。市の振込先口座に直接振り込むやり方は、国都からの補助金など特定の振込の場合にのみ行われています。この口座番号を公表すると、納付書で支払うべき市民からもしも直接口座へ入金がなされた場合に、どなたからの何の振込なのかわからなくなり、会計事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としました。

No. 49。市に生活保護費の返還金として支払われた金額や、返還請求しているがまだ支払われていない金額のわかるものの請求です。弁償金決算資料を公開し、保存年限5年を過ぎたものは廃棄済で不存在のため非公開決定となりました。

公開請求に対する決定に不服があるとして、審査請求を出されたものはありませんでした。

運用状況報告は以上です

○佐藤会長

運用状況について、ご質問、若しくは確認したい点がございましたらよろしくお願ひします。

○嶋田委員

No. 29について。

1点目、備考欄に「10. 16より開催する～」とありますが、この開催の周知をいつ頃行ったのか教えてください。

2点目は、決定期間が延期されたことについて、請求者は合意されているのか伺いたいです。

3点目として、文書不存在として非公開となった98プランと一般廃棄物処理基本計画に関する文書についてです。この不存在の理由を見ると、98プランについては、1998年に作られたという意味かと思いますが、出来てから約20年、一般廃棄物処理基本計画は、計画期間が終了する平成32年の2年前の今、こういった請求をしているにも関わらず、計画を今後どうする云々ということに対する検討がなされていないから文書不存在という論理だと思います。逆に言えば、この計画の期間終了後に伴う計画策定作業はいつ頃からはじめるのかということは請求者に対してお伝えしているのでしょうか。文書不存在は文書不存在として、計画の策定がある32年度までの間でいつ頃になったら提供できますよという情報をお伝えしているのかお聞きしたいです。

○湯浅情報公開係長

本件の請求は9月26日に受けています。10月16日から開催する市民意見交換会というのは、市内10カ所で約2ヵ月かけて開かれたものです。開催するといったお知らせは、10月1日号の市報に掲載され、その他市ホームページやチラシの設置により周知しており、申込みは不要で興味関心のあるかたはお越しく下さいといった会でした。

請求者のかたには、これと重なってしまうので、所管事務が手一杯で遅くなってしまうということをご説明したうえで了解いただいております。

98プランについては、98年に作成し計画期間が終了したらそれで終わりというような計画ではなかったと聞いています。最終的にごみ焼却施設を作らなくても、資源化して、ごみ0を目指してやっていこうという内容の計画だったと思います。ですが現在、ごみ焼却施設を建設し、ごみ処理をするという現状が続いておりますので、98プランでの、脱ごみ焼却施設は1度目標としたけれども、そこまでには至っていないという状態が続いているので、この市民の皆さんと作成した目標は終わりになったわけではない、まだ現実化されていない、この先これについてはどうやっていくのかというのは、所管の中では終わった問題にはなっていないものと伺っています。

請求者のかたは、この98プランの策定にも関わっているかたで、関わった計画について、今後またそれがどう実現に向かっていくのかということを知りたいということで請求があったのですが、所管のほうの回答としては、既にある計画書や会議の資料にあるもののほかには、特にそのことについて書いてあるものはないので、改めてそれについて出すことはないですといったお話になりました。

しかし、実際にはすべてにご納得いただいているわけではなく、公開時に、何時間か所管の担当者と話し合い等はございました。

ただ、お話し合いにおいては、情報公開請求に対する公開について納得されないというよりも、ごみ焼却施設に関する市の進めかたについて納得がされないというところで、随分長い時間をとって話し合いをされていました。

○嶋田委員

PDC Aサイクルを回すことは、マネジメント上極めて重要なことだと思います。過去に作成した計画が今どうなっていて、次の計画についてどれ程のお話があるのかといった住民の声を受けたら、市としては、PDC Aのサイクルがうまく回っているかどうかといったことを確認し、出せる見通しがあるのかとかを含めて、請求したかたへお伝えする必要があるのかなと感じたもので、質問をさせていただ

きました。

○佐藤会長

98プランに関わったかたということですので、その後、次期プランはどうなっているのかと興味を持たれているのかと思います。市もそれを受け止めて、計画の取扱いについてお示ししたほうが良いと思います。

同じ件で確認したいのですが、10月24日まで決定期間を延長することは、請求者へはどのような形で通知するのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

通知書は郵送でお送りするのですが、いきなり郵送でお送りしてもご理解いただけない部分もありますので、必ずお電話で先に事情をお話ししたうえで通知書をお送りしております。

○松原委員

同じ件ですが、公開された文書を請求者のかたよりお見せいただきました。

非公開部分が多い書類も見させていただきました。

公開された文書を請求者が私にお見せにいらした際には、先程湯浅情報公開係長がお話されたように、条例に従い公開しているというところでもありますので、これ以上の公開を求めるには、審査請求をする方法もあることをご案内させていただきました。

他の機関に調査した結果については、東村山市で勝手にお出しすることは出来ないだろうとは思いますが、こういう他との関係があったときに、連絡を取り合って、公開・非公開の判断をされるのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

仰る通り、公開・非公開の参考としてお聞きします。

○松原委員

例えば、本日のケースで言えば、調査項目の中に、他団体の職員の人数があります。職責ごとの人数は出せないとしても、職員の合計人数くらいは、その人数で団体が特定できるとは思えないので、お出しすることはできたのではないのかと思いました。

非公開が悪いというわけではないのですが、決定を受けたかたにおいては印象を悪くされるかと思っています。それに、他団体に公開の是非をお聞きし、非公開としてほしいとの回答をいただいたとしても、東村山市として職員の合計人数くらいは公開出来たのではないかと思うのですが、それも無理でしょうか。

○湯浅情報公開係長

今回の場合、調査対象団体数が少なかったのも、自治体名については、いくつかの自治体がどうしても出してほしくないといった場合には、他の自治体名も非公開とせざるを得なかったのですが、その中の職員の人数については、確かに、それだけでどの団体かということが分かるかということ、かなり調べないと分からないと思いますので、そこは公開の可能性があったかもしれません。

○松原委員

その人数が公開されたからといってどうというわけではないのですが、請求した側からしてみると、真っ黒よりも、すこしでも公開していただいたほうが良いと思います。

それから、例えば、ごみ関係というのは市民と行政とが長い期間継続して話し合われています。その中で信頼関係がギクシャクしている部分もあると思います。そうすると、資料が本当に存在しないため非公開としても、存在するのに隠されているのではないかと思われてしまうということがあるのではないかと思います。そういうこともあるという意味では、継続中の事業の資料は、公表出来る出来ないは別

として、残しておくべきではないでしょうか。

○湯浅情報公関係長

計画策定関係の文書については、通常どの所管もすぐに廃棄するというふうにはしないで、だいたい10年保存にはしているところです。

○松原委員

期限は分かるのですが、継続性が必要なものについて、期限がきてしまったから廃棄してしまうというのではなく、継続している部分は残すという、その程度の融通の効かせかたぐらいなのでは出来ないのででしょうか。

○湯浅情報公関係長

昔たてた計画の中の考え方が、まだ生き続けている部分については、次の計画の中に入れ込んでいって、消えないようにしているという、継続している部分は残すというのは、当然やるように考えてはいると思います。

○日下委員

存在しないものは公開出来ないというのは、ルール通りかと思います。

憩いの家の業務委託の問題も、正に、書類が存在しないということです。しかし、本来作られるべき書類が作られておらず、それで文書不存在ということは、情報公開の条例のルールからすると確かに間違いではないですが、行政のスタンスとしては決して褒められたものではありません。

ごみの問題は、特に地域性があり、ごみ処理施設を建設すれば、それは数十年利用し続けるものかと思います。98プランから考えても、既に10数年様々な議論を重ねて実現しているものもありますが、そうではないものもあるかと思います。それを計画関係の保存期間が10年だからと一律に廃棄してしまうのではなく、永久に保存することや20年保存にしても良いわけです。

公文書の在り方、作り方、管理の仕方、保存期間はどうするのかというのを、もう少し市民に目を向け、今の時代の背景を捉えたうえで、見直すチャンスかと思います。

○佐藤会長

是非、議論の課題にさせていただければありがたいです。

まちづくりに関する計画は保存年限の到来で廃棄するわけにはいかないと思います。

まちづくりに関する計画をどう保存するか、是非検討課題にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ごみだけではなく、子育てやみどり、環境も、新しく来られた市長のかたが、過去どうだったのか、それを見て踏まえなければならないと思います。

○森委員

文書不存在の、文書廃棄の期限は、基本的には総務課が決めるわけではなく、所管部署が決める形ですよね。

○湯浅情報公関係長

市文書管理規程があり、そこで定めている保存年限の目安は総務課が所管になって定めております。

一番重要なものは永年保存、こういうものは10年、5年、という目安は決められておりますが、実際に照らし合わせて、課内の各文書を何年保存とするかは各課の課長が決めることになっています。

○森委員

No. 49です。弁償金の決算資料が5年で廃棄されています。

市で貸借対照表など財務諸表を作成されると思いますが、そういった中で未収入金の情報が廃棄されてしまいますと、何も残らない状態になる可能性が出てくるか

などと思います。

市からすれば、お金を戻していただくという話なので、それが、何の事由で、誰から、いつ、いくらという情報が消えてしまう訳です。例えば弁償するかたが、20年そのまま放っておいてしまったら、過去資料は残っていないという可能性が出てきしまうわけです。

これは早急に、生活福祉課並びに経理担当所管で、市のほうに対する未収入金があるものについての年限、年限が来たから今回年度末ですので廃棄します、という状況は見直さないと、今後支障が出る可能性があるのかなと思いました。

○湯浅情報公開係長

No. 49の弁償金決算資料については、手元に資料がありませんので正確なご説明にならないかもしれませんが、まだ弁償金支払が終わっていないケースについては、終わっていないのに5年来たから廃棄してしまっているということは有り得ないと思います。各個人ごとの台帳もございますので、終わっていないものについて、廃棄してしまい、分からなくなるということは現状有り得ないはずです。

色々資料を作られている中で、この決算資料という形のもの5年保存で廃棄になっておりますが、過去の事例が消えてしまうということではなかったと思います。所管等に確認したうえでまたご案内いたします。

事務局後日補足：所管に確認したところ、各個人ごとの個別の台帳は弁償金の支払いが完了するまで保存しているため、弁償金の支払いが終わっていないものについて情報が分からなくなることはありません。

○嶋田委員

No. 24について。通学路交通安全プログラムについてです。これも長い計画で、子ども達の安全を守るためには極めて重要な息の長い話かと思えます。これが文書不存在という形で公開されていない事案かと思えます。

この公開されない理由の中に、「改めて」という文言がありますが、過去に1度以上このプログラムが立案された時期があるわけですね。

○湯浅情報公開係長

交通安全計画という別のものがありまして、それ自体はホームページや図書館、情報コーナーで見ることが出来ます。それから、その交通安全計画を策定した会議体が以前からありまして、交通安全対策会議という学校の関係者だったり警察のかただったりが入った会議なのですが、そこで年に何度かやっている会議録も掲載、配架されておりまして、年間のテーマの1つが、交通安全の通学路のどこが危険かという話になっております。

○嶋田委員

報告書だけだと、プログラムという名称そのものが無いから文書不存在とし、実は代替となる計画書や会議体、その会議体の会議録があり、それを開示することにより請求者の目的が達せられると言った説明がなされているか否かが見えてこないのですが、その点はいかがでしょうか。

○湯浅情報公開係長

請求者のかたには口頭でお伝えして、分かりましたと了解されています。備考欄には、請求者にお伝えした内容を記載したほうが分かりやすかったかと思えます。

○嶋田委員

備考欄の補足を試みてはいかがかなと思いました。

No. 32は、仕様書を変更した際に、報告書の様式を改めて定めていなかったという話と、電子データ等の他のデータベースによって把握できたという論旨で不存在という構造になっております。事業を委託した場合、委託した業務がきちんと履行されているか、これを報告書により確認し、対価はその上で支払わなければな

りません。その報告書が無いというのは、マネジメントとして見たときにどうかないと感じました。

月間などの報告書でまとめていただくということが基本的に事業を受けるものの責務だと思いますので、ここのところは、定めていなかったというところがすごく気になります。

○高柳総務部次長

憩いの家の件につきましては、事実関係を調査したところ、仕様書を細かい仕様に変更した際、報告書の様式を定めるなど、双方でしっかりと内容を確認すべきところを、その確認が不十分で、結果として月間の報告であるとか、年間の実績報告が提出されていなかったことなどが判明しました。尚、利用者数等の必要な情報は電子データで把握することは出来ていました。この件は、文書というよりは契約の履行確認であるとか、検査や支払に関する問題でもあります。先程事務局から説明いたしましたとおり、契約を結んだ際に業者も仕様書を確認して、契約を締結しているはずですので、事業者に対しては指名停止の対応、また、市職員も履行確認を怠ったということで、訓告の措置、市長、副市長も管理監督責任として給与減額ということになりました。

このことを踏まえて、契約研修、履行確認等、検査事務の徹底を図りました。

○嶋田委員

他のデータで分かるということと、報告書にきちんとまとめられているときとで、市職員の負担が全く違うのではないかと思います。1つはマネジメントでもありますが、担当者の負担を下げる意味でも、極めて重要なことかなと思います。

○日下委員

同じ件です。

契約を結んでその契約内容を完璧に履行されていないのにお金の支払いがあったことは、行政側の避けることの出来ない瑕疵です。様々な業務が直営から委託へ切り替えられている中で、履行確認の確保をしっかりと、それで支払いをする、業務をやっていないければ減額をする、ペナルティを与える、そういうことをしっかりとやっていかないと、市民サービスは低下へ向かってしまうと思います。すべての委託に関して、原点に立ち返り、ルールを守りやっていただくということをお願いしたいです。

○佐藤会長

憩いの家の文書に関わる公開に関しましては、情報公開運営審議会でも問題になったということ、機会がありましたら所管へお伝えいただけたらと思います。

他にご質問がなければ私のほうから確認させていただきます。

No. 17の東京交通との契約に関する書類の公開ですが、入札の価格に関わる場所は公開しておりません。これはこの判断で構わないかと思いますが、結果的にいくらお支払したということは財務関係の報告書を見ることで分かるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

最終的に契約締結後の契約額は公開しておりますので、その契約額で支払う額が分かるのと、毎月支出をして相手側に支払う場合は、その支出命令書を公開することも出来ますし、決算書からも見ることもできます。

○佐藤会長

その金額を見れば、実績としてどのくらいの金額を支払われたかが分かるし、将来の予定価格もこれくらいと推測は出来る訳ですね。

○湯浅情報公関係長

実績額は分かります。将来の予定価格は事業内容が変わらなければ推測出来る事

業もあるかと思えます。

○佐藤会長

No. 42についてです。公開しなかった部分について「評価項目ごとの点数の内訳」は、詳細な点数を公開すると、事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり」とありますが、これは疑問があるところです。その時の評価というのは、評価項目をつくってそれに基づいて評価するわけですが、企画提案書の書き方でも点数が随分変わってくるものです。よって、必ずしもその事業者の営業上の得手不得手を表しているわけではないと思います。事業者の得手不得手を示すというよりも、次回同様の業者選定を行うための、評価項目を明らかにしてしまうと、今後の行政の業務の正常な遂行を妨げるおそれがあるというほうが分かるような気がします。細かい評価項目を提示してしまうと、プロポーザルに参加する事業者がそれを見ながら提案書を書いてきてしまうので、競争力を発揮させることが出来なくなってしまいます。そちらのほうが理由としては大きいのではないかと思います。

○湯浅情報公開係長

評価項目は、概ねは公表しておりますが、細かい項目は公開しているのかどうか、そうなった場合の不利益はどうかについて、改めて検討してみます。

○佐藤会長

No. 9についてお聞きします。

事業者が出した企画提案書が部分公開となっております。

事業者が提出した提案書は著作権法上は公開することが出来ることになっておりますが、情報公開の面から言って、営業上のノウハウは公開すると競争力に影響しますので、営業上のノウハウは出さないということは正しいことです。しかし、非公開とした理由に「業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による～」とありますが、そうではないリクワイヤメントを明らかにしてプロポーザルを行った場合にも、企画提案書には営業上のノウハウが含まれますので、公開・非公開の判断をするときに事業者へ聴き取りをすることとなると思います。そうしますと、そのほとんどが出さないでほしいとされますので、結局、市から仕様書を示していた場合も示していない場合も同じになってしまうのではないのでしょうか。この理由の書き方ですと、仕様書を示された場合は公開していただけるのですねと解釈されかねないと思います。

○湯浅情報公開係長

確かに、業務仕様書を示して公募したときでも、事業者側のノウハウに当たるかどうかは、相手方とやりとりをしたうえで、ノウハウに当たる部分は非公開としております。ただ、本件と他の案件においては、非公開部分の量がかなり異なるという事情がございます。本件においては、ほぼ非公開とせざるを得ない状態になり、通常のプロポーザルより非公開部分が多いこともありまして、その差があることをお伝えする意味をその文言で示しております。

○日下委員

包括施設管理委託というのは日本でも少数で特殊な案件です。

従来が複数の公共施設等について各施設ごとにそれぞれ契約していたのを、まとめて委託するという新しい公共事業の在り方だったかと思えます。

事業者の中でもノウハウが蓄積されているところが少なく、少数の業者しか参加していないというのが現状なので注目を受けていると思います。

そのことを意識して表示していきたいと意思があるのかなと受け止めてます。

○嶋田委員

佐藤会長のほうでなにか良い書き方はありますか。

○佐藤課長

仕様書を示したという文章のほうを捉えられてしまうので、結局は営業のノウハウに関する部分は非公開としましたというあっさりとした書き方のほうが良いのではと思います。

○日下委員

要するに市は、従来の委託とは違うと言うことを示したかったんですよ。

従来の委託の場合仕様書を示しますよね。今回の包括施設管理委託は仕様書を特に示さないで事業者側の提案に重きを置いたものになっています。その差を言いたかったんですよ。

○湯浅情報公開係長

従来のプロポーザルとの区別をつけるためこのような文言を記載しておりますが、会長や委員の皆様が仰る通り、では仕様書を示している選定の際には公開とするという話にはならないので、記載方法については課題として検討させていただきます。

○佐藤会長

よろしくをお願いします。

他に質問等ございますか。

無いようでしたら、運用状況においては審議を終わりたいと思います。

・情報公開手数料の見直しについて

○佐藤会長

それでは議事の2点目、「情報公開手数料の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

○湯浅情報公開係長

事前にお送りした「情報公開手数料の見直しについて」という資料をご覧ください。

また、本日当日資料として、「情報公開条例第2条及び第5条の抜粋」「東村山市公文書公開請求書、決定通知書」「東村山市公文書公開（任意）申出書、通知書」を机上に配付しております。

前回の審議会では、東京都が条例改正して情報公開の手数料を29年7月から無料にしたことなどを踏まえて、東村山市も手数料の見直しに入ることをお話し、都の条例改正時の資料などをお配りしました。

総務部では31年度中に手数料見直しの条例改正を行うことを目指し、まず総務部案「市民・市内法人等は公開手数料を無料とする」を作成して、昨年11月の経営会議・総務会議で庁内意見を求め、1月の経営会議で、総務部案をそのまま市の考えとすることが了承されたところです。

今日はこの市の考えについてみなさまのご意見を伺いたいと思っております。

まずは資料に沿ってご説明いたします。

「1. 現時点での見直しに関する市の考え」です。これは、現条例で「市民等」と規定している「ア、市内在住・在勤・在学者」「イ、市内にある事業所・法人・団体」「ウ、市が行う事務事業に直接利害関係を持つ個人・法人・団体者」からの請求については、公開手数料を無料としたいというのが、市の考えです。

このア、イ、ウについては、さきほどお配りした情報公開条例の抜粋を見てください。条例第2条第3号で「市民等」として定義しているもの、つまり条例第5条第1号から第5号までにある「公開請求権を認めているもの」を指しています。このあとの説明では条例第5条各号において「公開請求権を認めているもの」を総称して「市民等」と申し上げますが、市民等については公開手数料を無料にするとい

うのが市の考えです。

つまり、完全無料化ではありません。当市内に在勤・在学していない市外居住者及び市外にある事業所・法人・団体からの請求は、ウの利害関係者に該当してその利害関係に係る文書を請求するとき、例えば、東村山市に土地を持っており、その土地を通る形で道路計画があり、それに関係する文書を請求するなど、そういった場合のみ手数料無料になりますが、それ以外のときは従前の通り公開手数料が徴収されるということです。現在は1件名につき100円としておりますが、今後の検討において金額の変更の可能性もあります。

次に、現行と見直し後を対比して、請求者が支払う費用の仕組みを書いています。

現行は、市民等でもそれ以外でも同じで、閲覧の場合は公開手数料のみ、写しの交付の場合は公開手数料にコピー代がプラスになります。

見直し後は、市民等とそれ以外で費用が変わります。市民等の場合は、閲覧だと無料、写しの交付はコピー代のみの支払いになります。市民等以外の場合は、これまで通り閲覧でも公開手数料がかかり、写しの交付の場合はそこにコピー代が追加になります。

続いて「2、上記の考えとした理由」ですが、まずアとして、現在、町村を除く都内で公開手数料が完全有料なのは中央区、品川区、昭島市そして東村山市の4自治体のみです。都外の地方自治体においても無料が多勢であり、公開手数料が完全有料だと、実際の公開請求の公開・非公開の決定内容に係わらず、完全有料の一点だけで「情報公開が遅れた自治体」というイメージを持たれてしまうというところがあります。

続いてイとして、市民等以外は引き続き有料とする考えなのは、「情報公開」を市民が行政運営に参加するための制度、あるいは市民に対する説明責任と考えれば、市民等以外は主権者ではない以上、無償で制度の利用を保証する必要が無いと考えるためです。

また、資料の「情報公開の請求数・手数料収入額」の表をみてください。5年間の平均値で、市民等以外からの請求は35.1%を占めています。ここには書いておりませんが、10年前の平成20から24年度の5年平均は17%でしたので、2倍に増えています。主に市外事業者からの請求は今後も減る要因がないため、相応のコスト負担を求めたいと考えています。

完全無料にすると、主に市外事業者からの営利目的の請求が増え、対応する職員の事務時間・事務コストが増大する可能性も否定できません。

神奈川県横須賀市や埼玉県草加市、愛知県春日井市、千葉県柏市などでは、営利目的のものも含め請求件数の増大に伴い、手数料を無料から、市民も含めた完全有料に改正した自治体もあります。

ウについて、既に都内でも手数料を一部有料化している自治体が11あります。

一部有料の規定の仕方はそれぞれで、表のとおりAからFのタイプがありました。

Aが、市の見直しの考えと同じタイプで、市民等は無料、それ以外は有料とするものです。武蔵野、羽村、東久留米、荒川区が該当します。市民等に市内事業者や利害関係者などをどこまで含めるかは多少違いがあります。

Bは市民等であるか否かは問わずに、公開請求書の目的欄で「営利目的である」を選択した場合に有料とするもので、国分寺市が該当します。

CはAとBの合体型で府中市が該当します。市民等以外は有料なのはAと同じですが、市民等であっても「営利目的」と請求書の目的欄で選択した場合は有料になるというものです。

Dが中野区、板橋区が該当しており、区民であるか否かは問わずに、条例施行規則で定める特定の文書に対する請求のみ有料とするものです。これは、中野区、板

橋区では、区が許可権限を持っている「旅館・飲食店等の開設許可文書等を見たい」という区外事業者からの請求がほとんどを占めているという本市とは違う事情が背景にあります。

Eは、平成26年度以降と比較的近年に条例改正した足立区と江戸川区です。区民であるか否かは問わずに、部分公開で墨塗りをした文書を閲覧で公開するときのみ、公開手数料ではなくマスキング処理費用として1枚10円をいただくというタイプです。このマスキング処理費用10円は、閲覧による公開のときのみ発生し、写しの交付を選んだ時は不要になり、コピー代10円のみを支払になるということです。

Fは、今年度に改正した青梅市です。市民等であるか否かは問わずに、60日かかっても公開請求の決定事務が終えられないほどの大量請求の場合のみ、閲覧手数料を100枚につき100円いただくというものです。これは大量請求の増加を防ぐ目的の改正と考えられます。

本市は類型Aの考え方を採用しようと考えており、類型Aの考え方を選択したのは、類型B以降にそれぞれ解決しにくい点があると考えたためです。

類型B、Cにある「請求者が請求目的を『営利目的』と申出した場合に有料とする規定」は、事業者からの請求で明らかに業務で使う目的と思われても、「営利目的ではない」と申出されればそれ以上調査することは出来ないもので、実質的に営利目的の請求を見分けることは不可能であり、規定の有効性が薄いと考えます。

類型Dは、都と23区は旅館・薬局・飲食店・美容院等の開設等許可権限を持っており、公開請求のほとんどが事業者からの当該許認可文書の公開を求めるものときいております。本市は上記の開設許可権限をもっておらず、事業者から請求が集中している特定の文書は無いため、この類型とする必要はありません。

類型E、Fは、市民か否か・営利目的か否かは問わず、「閲覧を選んで、かつ部分公開の場合若しくは大量請求の場合」のみ有料になります。「閲覧」であっても、市が公開決定の事務を行う際に起案書に公開文書の写しを添付するため最低1回はコピーを作成することなどから、経費の一部を請求者に負担して頂くという考え方とのことです。しかしこれですと、「写しの交付」の場合はコピー作成の実費負担1枚10円のみで、公開決定にかかる経費の負担はないのに、「閲覧」をえらぶと公開決定にかかる経費の負担を求めることになり、制度設計として公平さを欠くのではないかと考えております。本市では「写しの交付」ではなく「閲覧」を選択する請求者は5%程度とごく少ないことから、仮にこの類型をとっても手数料を支払う請求者は少ないと予想しますが、制度設計として不公平感があること、また、手数料無料化の陳情が採択されていることから、市民も含めて有料の対象にするのは問題があると考えました。

以上のことから、類型Aの「市民以外は有料」とするのが対象者の判別がわかりやすく、市民の理解を得られると考えております。

「エ、公開手数料」についてです。26年度から30年度見込みまでの直近5年間の歳入平均が14,300円という少額でありまして、このうち、市民からの納付分は11,000円であり、無料化しても大きな歳入減にはなりません。

オについて、1年間に出される公開請求の数は、保育園の指定管理者選定があった平成20年度の129件をピークに84、78、53件と減り、24から29年度は平均40件程度です。30年度は憩いの家関係の請求が多いことから70件程度になる見込みです。請求数は、市民の中で意見が分かれる事業や議会で問題点を指摘された事業があったときは増大する傾向にあります。

公開請求者は過去5年平均で年30名程度と少なく、請求の6割は市内在住者からで、いずれも何か調べたいことがあるために公開請求をしております。公開文書

の受取りに原則来庁が必要など事務手続の手間がかかるため、手数料が無料になったという理由のみで、市民からの請求が飛躍的に増えるとは考えにくいと思っております。

以上のことから、1、現時点での見直しに関する市の考え方に至りました。事務局からの説明は以上です。

○佐藤会長

事務局より情報公開手数料の見直しについて説明がありました。

質問や意見等ありましたらお願いします。

○日下委員

条例第5条第1号から5号までのかたについては無料であり、市外に住んでいるかたであってもいずれかに該当したら無料という認識でよいでしょうか。例えば、市外に住んでいるが、学校や勤務先は東村山市内であるといったかたです。

○湯浅情報公開係長

その通りです。

○日下委員

有料になる具体例を教えてください。

○湯浅情報公開係長

例えば、先程ご説明しました運用状況報告書で見ますと、包括施設管理業務委託で1位事業者の企画提案書を市外の事業者が請求されたケースです。

○日下委員

市外に住んでいたとしても、条例第5条各号に該当する場合は無料になるという部分は、優しさの部分であり、有料・無料の線引きのバランスが他市の例を見ても良い選択かと思われま

○森委員

条例第5条第5号にある「事務事業」とは、市が行う事務すべてを指しているという解釈で良いでしょうか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。

○森委員

例えば、北海道のかたが東村山市のふるさと納税に参加された場合、東村山市の事業に参加されることとなりますが、そのかたから公開請求された際には条例第5条第5号に該当し無料になるのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

そのかたが寄付したふるさと納税に関する文書といった、ご自分の利害関係に係る文書を請求する場合は無料になると考えております。

○森委員

この「事務事業に直接利害関係を有するもの」というのは、その事業に限っての利害関係者という意味合いでしょうか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。条例第5条本文にあります「ただし、第5号に掲げるものにあつてはそのものの利害関係に係る公文書の公開に限る」のとおりです。

○森委員

例えば、ふるさと納税による財政上の収入が決まった事業に入る場合は事業を限定できるかと思いますが、一般歳入に入ってしまった場合、市が行う事業全てが自身に関係するものとなってしまわないかと思っています。そうなってくると、ふるさと納税をしていただいたかたの取扱いについて決めておかなければならないのではないのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

この利害関係者となっている部分について、どこまでの人が該当するかというのは非常に難しいものでありまして、ふるさと納税をしたかたについてはどの書類まで公開が無料なのかというのは正直想定しておりませんでした。利害関係者の範囲をどこまでとするかは具体的に決め、例えば施行規則なりに明記すべきであると考えております。

○森委員

何をもって主権者とするのかというところですが、これは住民票があるから主権者なのか、納税があるから主権者なのか、主権者という言葉を使うのであれば言葉の定義が必要ではないかと思えます。

○湯浅情報公関係長

この資料においては市に在住しているかたという意味で使っておりますが、他市では市税納税者を市民等に含めて情報公開手数料を払わなくて良いとしているところもございます。確かに整理していかなければならないと考えております。

○森委員

整理していただいでこうですと決まれば、それで終わる話かと思えますのでお願いします。

○湯浅情報公関係長

今は手引に概ねこういったかたを利害関係者に含めると記載しておりますが、今後は公開手数料の発生に関わってくるものでありますので、他市の例を参考にしつつ、どういった形で定めるべきかを、法務等と相談のうえ決めていきたいと思えます。

○嶋田委員

条例第5条第5号に関わる件です。

ある事業について過去に契約されていた業者が、その事業について契約していない期間分のその事業に係る書類の公開を請求された場合、第5号に該当するのかわ、例えば契約満了後何年間分は第5号に該当するかなどのルールも決めておかないと面倒なことになるのではと思えます。

また、新規参入を目指す市外の業者は手数料が公開請求に際しかかると思えますが、それでありまして新規参入の敷居が高いと感じるかたもいらっしゃると思えます。それについての説明などの想定も必要なのではないかと思えました。

○湯浅情報公関係長

過去に契約していた業者を、契約終了後も一定期間は利害関係者として扱おうとすると、情報公関係では、どこの業者がいつからいつまでどの課と契約していたかの情報を持っておりませんので、請求が来るたびに契約課に調べてもらうという形になりますと現実的に無理だと思えます。

○嶋田委員

一旦契約が終わったらリセットですとしたほうが良いかもしれませんね。

ただ、そういった議論が来るかもしれませんので、準備だけされておいたほうが良いかと思えます。

○湯浅情報公関係長

利害関係者の範囲については、かなり具体的に例示したようなものを作らないと対応が難しいかなと思えます。

○日下委員

昭島市が有料としている理由は、「何人」も請求できるとしたからです。昭島市が考えた情報公開は、誰でも見られることが情報公開行政の基本だろうと、見る人に制約をかけることが公開を拒むことなのだから、こういった第5条のような規定

を設けず「何人」としました。それがあつたが故に有料化としました。

行政が求める情報の公開が進んだ自治体というメルクマールを、どこに価値観を置いて考えるかということも、その自治体の特性を活かして、真に納得性があるような制度設計にしていくことが良いのではないかと思います。有料化が悪ではなく、自治体ごとの背景があるところが重要であると思つたります。

○森委員

平成27年度第2回の審議会の際に報告いただいた中で、情報公開の決定通知書に付款を加えて公開したケースがありました。

今回せつかく制度の見直しがあつたので、それに合わせて、請求書・申出書に対し、市が出す公文書を保護する文言を追加するのが良いのではないかなと思つたります。

例えば、「東村山市に無断で、譲渡・貸与・複写・公表しないこと。」「請求者の調査・研究のみに使用しそれ以外の目的に使用しないこと。」というものを請求書のどこかに入れて、チェックマークを付けて名前を書いて出していただいて、ある意味誓約書の意味合いを付けていただいたほうが良いのではないかなと思つたります。こういった文言があれば、例えば、営利目的で利用しないとして請求し、公開を受けた文書を、二次利用等の営利目的で使われていたのが分かつた場合、その誓約の文言をもとに訴求できるのではないのでしょうか。そうやって反故してしまつたかたに対し、市がなにか出来るということに繋がると思つたられるので、出来ればこのチャンスにこの請求書や申出書に手を加えていただけたらと思つたります。

○湯浅情報公開係長

事前に森委員からお話を伺つております。

決定通知書に付款を加えたというのは、市立中学校のテスト問題をすべて公開してほしいという事業者からの請求時に行つた対応です。テスト問題については当時、色々な自治体に同じ請求が出されておりました、断ることは当然出来なすけれども、テスト問題は各学校の先生が作つた著作物という性格が非常に強いということがあり、法務課と相談をしたうえで決定通知書に付款を付けました。市の著作物ですので、無断で販売や譲渡をしたり、複製して塾生に配つたりといったことは一切禁止しますという内容の付款です。

ただ、市の公文書すべてが著作権を認められる著作物とは言えませぬので、著作物とは言えない文書の公開にも無断貸与等の禁止の付款を付けられるかということ、難しいと思つたっております。

情報公開でお出しする文書は、通常、誰でもお見せできる文書として公開しておりますので、受け取つたかたがご自分の知り合いに配つたり、ブログ等に掲載したりすることは不当な使い方ではないというのが、情報公開の各自治体担当者の共通認識でございます。

しかし、公開請求で受け取つた文書を有料販売する場合はちょっと違つてくると思つたります。

○佐藤会長

著作物については確かに、公開されたものが流用されると著作権法に触れますから、それについては著作権法を遵守してくださいというのは必要かもしれませぬ。他団体のものを調査検討をお願いします。

○佐藤会長

他にご質問等ございますでしょうか。

無ければ、今後の予定を事務局よりお教えください。

○湯浅情報公開係長

色々課題をいただいたのですが、市の考え方はご了承いただいたことになりませぬので、これをもとに実際の改正文案等を作成していきます。

31年度の第1回審議会でその文案等を見ていただけたらと思います。

また、手数料の改正においては、使用料等審議会に諮らなければなりませんので、その審議会に諮ったうえで、31年度中のどこかの市議会で改正を考えております。

○森委員

手数料については100円のままで良いということで良いのでしょうか。200円や300円といった自治体もありますが。

○佐藤会長

委員の皆様いかがでしょうか。特段異論等ございませんでしたので、そこに関してはそのままという認識でございましたがいかがでしょうか。

○湯浅情報公関係長

手数料を200円や300円と規定している自治体もございます。

そういった自治体は、条例制定当初から市民は無料、それ以外の人は手数料をいただくという考えか、もしくは、市民にしか請求権を認めていなかったのを何人に変えるので広げた範囲の方には手数料をいただく、それであれば200円、300円で良いじゃないかという考えから高めの金額となっております。

当市は元々、市民を含めて全員が手数料を支払う規定となっておりますので、請求の妨げにならないよう出来るだけ利用しやすい金額ということで100円と設定しております。多摩地区全域ですと大体100円か150円です。それより高い金額については、他の都道府県に多いという状況です。

手数料額により市の歳入に大きな影響を与えるものではございませんので、事務局側では現在金額の変更は想定しておりません。

○佐藤会長

審議会は100円という線で了解したということでよろしいですか。

○委員一同

良い。

○佐藤会長

それでは報告、その他について事務局よりお願いします。

○湯浅情報公関係長

報告、その他共にございません。

○佐藤会長

それでは他に特にないようでしたら、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。

(4) 報告

なし

(5) その他

なし

以上